

令和6年度 放課後児童クラブ運営負担金減免制度のご案内

1. 減免区分及び必要な書類

減免区分		減免に必要な書類
(1)生活保護受給世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②生活保護受給証明書（登録児童の分）＝市役所で発行されたもの
(2)前年度分の 市民税非課税世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②令和5年度市民税非課税証明書（令和4年分所得） ＝市役所で発行されたもの※1
(3)就学援助の認定を 受けている世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②準要保護児童生徒の認定通知書（写）＝教育委員会で発行されたもの
(4)非婚のひとり親家庭 であって寡婦控除のみ なし適用により市民税 非課税相当と認められ る世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②戸籍抄本等（非婚であることがわかる書類）※2

※1 証明書申請の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、本人確認書類（運転免許証などの官公署が発行した写真付き身分証明書等）をお持ちください。

※2 発行を受ける前に、下記へご相談ください。

※3 提出いただいた書類は返却できませんので、コピーをお使いください。

2. 手続き

「放課後児童クラブ減額・免除申請書」を延長保育の申し込みと同時に、利用先のクラブへ提出してください。

延長保育の申し込み後に申請書を提出した場合は、申請の翌月から減免されることとなりますので、負担金が発生します。

※ 就学援助を申請中の世帯について

就学援助の認定には一定の期間を要しますので、認定結果を待たずに暫定的に本減免を受けることができます。

例1) 新年度の4月から延長保育を利用する場合（申請時において就学援助が認定されていない場合）
⇒新年度の就学援助の認定結果は、早くても5月下旬の通知となるため、上記①「申請書」のみ受け付け、4月から暫定的に全額免除します。認定され次第、②「認定通知書」を提出してください。ただし、就学援助が認定されなかった場合、4月に遡って正規の金額を負担いただきます。

例2) 年度途中において延長保育を利用する場合であって、これから就学援助を申請する場合
⇒就学援助の認定は申請月の翌月中旬頃に通知がなされるため、上記①「申請書」のみ受け付け、申請月から暫定的に全額免除します。認定され次第、②「認定通知書」を提出してください。ただし、就学援助が認定されなかった場合、申請月に遡って正規の金額を負担いただきます。

3. 留意事項

- 減免適用は当該年度限りです。前年度に減免適用となった方も再申請が必要となります。
- 兄弟姉妹で利用する場合は、全員の名前を記載して申請してください。
- 減額・免除を受けようとする期間は、令和7年3月までを限度とし利用を希望する期間を記載してください。
- 減免に該当しなくなった場合は速やかに届け出てください。
- 申請内容等が実態と異なっていることが判明した場合は、直ちに減免を取り消すとともに、正規の金額を負担いただきます。

(問い合わせ先)

〒068-0024 岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢4階

岩見沢市教育委員会 子ども課 子育て支援係

TEL 0126-35-5133